

就労証明書

保護者記載欄					
児童名		生年月日	年	月	日
保育施設等利用の場合		(		)	を利用中
児童名		生年月日	年	月	日
保育施設等利用の場合		(		)	を利用中

証明日	西暦	年	月	日
事業所名				
代表者名				
所在地				
電話番号		—	—	
担当者名				
記載者連絡先		—	—	

檀 原 市 長 宛

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。
※証明の内容に虚偽があった場合、保育施設の入所(内定)を取り消し、市が支給した保育費用の返還を求める場合があります。

No.	項目	記載欄																				
1	フリガナ																					
	本人氏名																					
2	雇用(予定)期間等	☐ 無期 ☐ 有期		期間 (無期の場合は雇用開始日のみ)		年		月		日												
3	本人就労先事業所	名称																				
		住所																				
4	雇用の形態	☐ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 非常勤・臨時職員 ☐ 役員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()																				
5	就労時間 (固定就労の場合)	月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計 時間	月間	時間	分 (うち休憩時間	分)								
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐						☐							
		一月当たりの就労日数		月間		日		一週当たりの就労日数		週間		日										
		平日		時		分		～		時		分 (うち休憩時間		分)								
		土曜		時		分		～		時		分 (うち休憩時間		分)								
	日祝		時		分		～		時		分 (うち休憩時間		分)									
	就労時間 (変則就労の場合)	合計時間		☐ 月間 ☐ 週間		時間		分 (うち休憩時間		分)												
		就労日数		☐ 月間 ☐ 週間		日																
主な就労時間帯 ・シフト時間帯		時		分		～		時		分 (うち休憩時間		分)										
6	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	年月	年		月		年月	年		月		年月	年		月							
		日／月		時間／月		日／月		時間／月		日／月		時間／月										
7	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中																				
		期間	年		月		日		～		年		月		日							
8	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中										←	延長予定も含め、取得可能となる最長の育児休業期間を記載してください。									
		期間	年		月		日		～		年						月		日			
9	産休・育休以外の休業の 取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中						理由	☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他()													
		期間	年		月		日		～		年		月		日							
10	育児のための短時間 勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中						期間	年		月		日		～		年		月		日	
		主な就労時間帯 ・シフト時間帯		時		分		～		時		分 (うち休憩時間		分)								
11	保育士等としての 勤務実態の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無																				
12	(雇用契約の)満了後の 更新の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定																				
13	単身赴任期間(予定含む)	年		月		日		～		年		月		日								
14	備考欄																					

(※事業者証明欄はここまで)

自営業の場合

次の書類を添付してください。

- ① 税務署に提出した開廃業届の写し(写真可) ※ない場合は、昨年分の収支内訳書の写しで可。
- ② 今年開業した場合等、前年の自営業に係る収入について市町村民税が課されていない場合は、所得税の申告に用いる帳簿書類の写し等、稼働実績の分かる書類

※ 個人事業主の専従者に該当する場合、その個人事業主名で就労証明書を記入してください。

(夫が個人事業主で、妻が専従者の場合は、夫については開廃業届を、妻については夫が記入した就労証明書を添付。)